

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用提案予定のある規格の概要(案)

資料5

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60309-1(HXX)	JIS C 8285(201X)	IEC 60309-1 第4版(1999), Amd.1(2005), Amd.2(2012)	工業用プラグ, コンセント及びカプラ	J60309-1(H23)	JIS C 8285:2010
2	J60320-1(HXX)	JIS C 8283-1(201X)	IEC 60320-1 第3版(2015)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第1部: 一般要求事項	J60320-1(H26)	JIS C 8283-1:2012
3	J60335-2-4(HX)	JISC9335-2-4(2017)	IEC 60335-2-4 第6版(2008), Amd.1(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－4部: 電気脱水機の個別要求事項	J60335-2-4(H20)	JISC9335-2-4:2004
4	J60335-2-32(HX)	JISC9335-2-32(201X)	IEC 60335-2-32 第4版(2002), Amd.1(2008), Amd.2(2013)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－32部: マッサージ器の個別要求事項	J60335-2-32(H20)	JISC9335-2-32:2005
5	J60335-2-60(HXX)	JISC9335-2-60(2017)	IEC 60335-2-60 第3版(2002), Amd.1(2004), Amd.2(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－60部: 渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに 類する機器の個別要求事項	J60335-2-60(H28)	JISC9335-2-60:2016
6	J60335-2-102(HXX)	JISC9335-2-102(201X)	IEC 60335-2- 102 第1版(2004), Amd.1(2008), Amd.2(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－102部: 商用電源に接続するガス, 石油及び 固形燃料燃焼機器の個別要求事項	J60335-2-102(H20)	JISC9335-2-102:2007
7	J60335-2-207(HXX)	JISC9335-2-207(201X)	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－207部: 水電解器の個別要求事項	J60335-2-J7(H21)	JISC9335-2-207:2007
8	J60335-2-209(HXX)	JISC9335-2-209(201X)	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－209部: 家庭用電気治療器の個別要求事項	J60335-2-J9(H23)	JISC9335-2-209:2009
9	J60335-2-210(HXX)	JISC9335-2-210(201X)	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－210部: 家庭用電気磁気治療器の個別要求 事項	J60335-2-J10(H21)	JISC9335-2-210:2007
10	J60335-2-211(HXX)	JISC9335-2-211(201X)	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－211部: 家庭用熱療法治療器の個別要求事 項	J60335-2-J11(H21)	JISC9335-2-211:2007

11	J60335-2-212(HXX)	JISC9335-2-212(201X)	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-212部:家庭用吸入器の個別要求事項	J60335-2-J12(H21)	JISC9335-2-212:2007
12	J60598-2-20(HXX)	JIS C 8105-2-20(2017)	IEC 60598-2-20 第4版(2014)	照明器具— 第2-20部:ライティングチェーンに関する安全性要 求事項	J60598-2-20 (H25)	JIS C 8105-2-20: 2011
13	J60598-2-21(HXX)	JIS C 8105-2-21(2017)	IEC 60598-2-21 第1版(2014)	照明器具— 第2-21部:ロープライトに関する安全性要求事項	—	—
14	JXXXXXX(HXX)	JIS C 62368-1(201X)	IEC 62368-1 第2版(2014)	オーディオ・ビデオ, 情報及び通信技術機器— 第1部:安全性要求事項	—	—
15	JXXXXXX(HXX)	JIS C 3010(201X)	—	電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	—	—

今後提案予定のある製品規格の概要（予定）

1 J60309-1 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 8285:201x 工業用プラグ, コンセント及びカプラ
- ・適用範囲 : この規格は, 直流又は 500 Hz 以下の交流で用いる, 定格動作電圧が 1 000 V 以下で, 定格電流が 800 A 以下の, 主として, 屋内又は屋外の工業用のプラグ, コンセント, 電線カプラ及び機器用カプラについて規定する。
- ・電気用品名 : 配線器具 (接続器)
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60309-1 が第 4 版(1999) 及び Amd. 1 (2005) から Amd. 2 (2012) が追加発行されたことに伴い, 適用範囲の定格動作電圧及び定格電流の引上げ及び関連する各箇条の規定内容の変更、並びに, 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性の試験方法について, これらの試験規格に対応する JIS を引用するなどの改正を行う。

2 J60320-1 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 8283-1:201x 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ—第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした, 接地極 (コンタクト又はピン) 付又は接地極なしの, 2 極の機器用カプラの一般要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : コードコネクターボディ, 器具用差込みプラグ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60320-1 が第 2 版(2001) 及び Amd. 1 (2007) から第 3 版(2015) へ改正発行されたことに伴い, IEC 60320 規格群の再編成し, 本規格に JIS C 8283-2-2 を含め, 標準化された機器用カプラのスタンダードシート及びゲージを削除して JIS C 8283-3 を新規に規定するなどの改正を行う。

3 J60335-2-4 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-4:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2 - 4 部 : 電気脱水機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 単独の電気脱水機, 並びに洗濯及び脱水の個別の槽をもち, 洗濯機に組み込まれた脱水機の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気洗濯機, 電気脱水機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-4 が第 5 版(2002) から第 6 版(2008) への改正及び Amd. 1 (2012) が追加発行されたことに伴い, 表示の箇条で長期使用製品安全表示制度に対応するための要求を追加, 安定性及び機械的危険の箇条において, 不平衡負荷に対する要求で電子回路の動作に依存している場合, 電子回路を故障状態にしての試験を追加するなどの改正を行った。

4 J60335-2-32 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-32:201x 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2 - 3 2 部 : マッサージ器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 家庭用及びこれに類する電気マッサージ器で, 定格電圧が単相機器の場合には 250 V, その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気マッサージ器, 指圧代用器, その他の家庭用電動力応用治療器
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-32 第 4 版(2002) から Amd. 1 (2008) 及び Amd. 2 (2013) が追加発行されたことに伴い, 適用範囲で「水を用いた足マッサージ器」を追加することに伴い, 定義の追加及び各箇条の規定内容の変更, 機械的強度の箇条で可搬形機器及び据置形機器には静荷重試験, 手持形機器及び 4 kg 以下の可搬形機器には落下試験を追加するなどの改正を行う。

5 J60335-2-60 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-60:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-60 部 : 渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 家庭用及びこれに類する屋内用・屋外用の渦流浴槽機器, 渦流スパ及び類似の機器であって, 定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下, その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 浴槽用電気気泡発生器, 浴槽用電気温水循環浄化器
- ・主な改正内容 : 対応国際規格の改正等はないが、適用範囲で家庭用医療機器を含め、また、静荷重試験及び落下試験を規定し、この試験に適合するスイッチ又は自動調節器は可とうコードの中間に接続して取り付けることができるなどの改正を行った。

6 J60335-2-102 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-102:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-102 部 : 商用電源に接続するガス, 石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 定格電圧が, 単相機器の場合は 250 V 以下, その他の機器の場合は 480 V 以下の, 家庭用及びこれに類する用途の電氣的接続をもつガス, 石油及び固形燃料燃焼機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 温風暖房機 (ガス, 石油)
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-102 第 1 版 (2004) から Amd. 1 (2008) 及び Amd. 2 (2012) が追加発行されたことに伴い、定義からパルス火花回路、連続火花点火及びパルス繰返し点火を削除し、それに伴い可触な火花点火回路の限度値の規定値を改めるなどの改正を行った。

7 J60335-2-207 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-207:201x 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-207 部 : 水電解器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 家庭用及びこれに類する水電解器で, 定格電圧が 250 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 医療用物質生成器
- ・主な改正内容 : 対応する国際規格はなく、新規に制定される規格である。

8 J60335-2-209 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-209:201x 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-209 部 : 家庭用電気治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 家庭用及びこれに類する家庭用電気治療器で, 定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下, その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 家庭用低周波治療器、家庭用超短波治療器、家庭用電位治療器
- ・主な改正内容 : 対応する国際規格はなく、新規に制定される規格である。

9 J60335-2-210 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-210:201x 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-210 部 : 家庭用電気磁気治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 家庭用及びこれに類する家庭用電気磁気治療器で, 定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下, その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 磁気治療器
- ・主な改正内容 : 対応する国際規格はなく、新規に制定される規格である。

10 J60335-2-211 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-211:201x 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-2 1 1 部 : 家庭用熱療法治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する家庭用熱療法治療器で、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 家庭用温熱治療器、電気温きゆう器
- ・主な改正内容 : 対応する国際規格はなく、新規に制定される規格である。

11 J60335-2-212 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-212:201x 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-2 1 2 部 : 家庭用吸入器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する家庭用吸入器で、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電熱式吸入器、電動式吸入器
- ・主な改正内容 : 対応する国際規格はなく、新規に制定される規格である。

12 J60598-2-20 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-20:2017 照明器具—第 2-2 0 部 : ライティングチェーンに関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電気光源を、直列、並列、又は直列及び並列を組み合わせて接続した屋内用又は屋外用のライティングチェーン（ロープライトを除く。）であって、電源電圧 250 V 以下で使用するものの要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 装飾用電灯器具
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60598-2-20 第 3 版(2010) から第 4 版(2014)へ改正発行されたことに伴い、ロープライトに関する要求事項を削除し、さらに適用範囲の光源の種類を“白熱電球”から LED 光源を含む“電気光源”に変更したことに伴い、各箇条の規定内容を変更するなどの改正を行った。

13 J60598-2-21 (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-21:2017 照明器具—第 2-2 1 部 : ロープライトに関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、交換できない電気光源を、直列、並列又は直列及び並列を組み合わせて接続した屋内用又は屋外用のロープライトであって、電源電圧 250 V 以下で使用するものの要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 装飾用電灯器具
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60598-2-21 第 1 版(2014)が新規発行されたことに伴い、新規に制定された規格である。

14 J6xxxx (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 62368-1:201x オーディオ/ビデオ、情報及び通信技術機器
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 600 V 以下の、オーディオ、ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電気電子機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他の音響機器、電子楽器、電子応用遊戯器具、直流電源装置、複写機、謄写機及び事務用印刷機、電動タイプライター、文書細断機及び電動断裁機など
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 62368-1 第 2 版(2014)が発行されたことに伴い、新規に制定された規格である。

15 J6xxxx (Hxx)

- ・採用する JIS : JIS C 3010:201x 電線及び電気温床線の安全に関する要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電気設備の部分となり、又はこれに接続して使用される電線及び電気温床線について規定する。
- ・電気用品名 : ゴム絶縁電線、合成樹脂絶縁電線、蛍光灯電線、ネオン電線、ケーブル（ゴム系、合成樹脂系）、電気温床線
- ・主な改正内容 : 対応する国際規格はなく、新規に制定される規格である。